

第54号議案

令和6年10月24日
任用給与課

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

東京都知事より申請のあった標記の件について、申請（別添）のとおり承認する。

● 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

支給対象業務の発生に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
危険現場等作業手当 別表 2 (5)	【支給範囲の拡充】 ○危険現場等作業手当 支給範囲に「環境局気候変動対策部計画課」を追加
施 行 期 日 附則	令和6年11月1日

【参考】

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（危険現場等作業手当）

第五条 危険現場等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 二 人事委員会の承認を得て規則で定める機関に所属する職員が、特に危険が高いと認められる箇所における測量業務若しくは土砂の崩落その他の危険防止の業務に従事したとき、建設現場その他の地上十メートル以上の足場の不安定な箇所における工事監督若しくは検査の業務に従事したとき、又はこれらに準ずる危険な箇所における業務に従事したとき。

2 前項第一号及び第二号に規定する場合の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。

- 二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき三百円

令和6年10月17日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公 印 省 略)

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第12号）第45条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年東京都規則第51号）

2 改正理由

支給対象業務（危険現場での太陽光発電設備等の設置業務）の発生に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。

別表2の部(5)の項中「住宅建設事務所」の下に「、環境局気候変動対策部計画課」を加える。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

改 正 案					現 行				
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号） 新旧対照表（抄）					第一条から第五条まで（略）				
別表（第二条関係） （現行のとおり）					別表（第二条関係） （略）				
3 か ら 15 ま で	（現行の とおり）	（現行のとおり） （6） ア及びイ （現行のとおり）	（現行のと おり）	（現行のと おり）	3 か ら 15 ま で	（略）	（略） （6） ア及びイ （略）	（略）	（略）
2	危険現場 等作業手 当	（1）から（4）まで（現行のとおり） （5）財務局経理部、財産運用部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地整備部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本部住宅企画部技術管理課、住宅建設事務所、環境局気候変動対策部計画課、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所、工事監督又は検査の業務に従事したとき。	（現行のと おり）	（現行のと おり）	2	危険現場 等作業手 当	（1）から（4）まで（略） （5）財務局経理部、財産運用部若しくは建築保全部、都市整備局総務部企画技術課若しくは市街地整備部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅政策本部住宅企画部技術管理課、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所、工事監督又は検査の業務に従事したとき。	（略）	（略）
1	（現行の とおり）	（現行のとおり）	（現行のと おり）	（現行のと おり）	1	（略）	（略）	（略）	（略）
手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要	手当 番号	種類	支給範囲	手当額	摘要